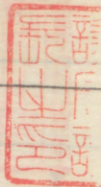


て市民にPRをしていきたい。また、消防車による広報でござい
ますが、これも特にお願いしたいと考えております。

それから消防団の認識の問題でございしますが、これは確かに、消防
団の使命は私たちの市民の生命と財産を守っていくんだということは、
議員生先方また一般の方々も多少お話しになっているようでござい
ます。消防団の会議とかの席においても、御指摘のことはもあるよう
でござい
ます。私ども市民に対して団員の確保の問題にかうみましてこのPR
をしていきたいというふうに考えております。

それから初期消火の問題でございしますが、これらにつきましても十八分
検討いたしました。消防団のあり方としても消火栓とか貯水槽も必
要でありますので、この方々にも御協力を願っていきいたいと思
います。

それから電話の件でございしますが、予算等もございせんので、財
政関係と十分打ち合わせまして前向きな姿勢で考えたいと思
います。

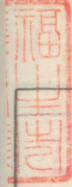


それから多摩橋下の下流のバタヤ部落でございしますが、この原因等
については、これは建設省から許可を得ていない不法占拠の居住者で
ございまして、建設省からはっきり不法占拠に対する退去の要請があ
れば解決できるのではないかとというふうに考えております。いずれに
しても長年あるに居住しておりますので、退去についても非常にむずかしい問
題があるのではないかと思いますので、私ども建設省に強く要望を
いたしまして、これが解決できるよう努力したいと考えております。

以上、お答えいたします。

○都市計画課長（浅見裕康君） お答え申し上げます。

河川への降り口をつくっていただけなにかということではござい
ますが、御案内のとおり、現在の多摩川はあのようなことでござ
いますので、私どもといたしましてはこれから建設省がいつ実
施していただけるかわかりませんが、新定計画をいまつく
っておりますので、それに基づきました提防の着工が始ま
りました。そういうことを含めまして建設省に申し入れたい
というふうに考えております。もちろん川がき



いになるとかあるいは危険性がなくなるとかということが前提になると思います。

それから夜間の街灯でございますが、河川敷につきましては河川法の規定がございまして、電柱とか電線とかを埋設できないようになっております。したがって最も近いところから川へ向かってあかりを照らすという形をとらざるを得ない。ただ河川敷外のところにつきましては、おそらく私どもも夜間の犯罪防止等を勘案いたしまして、明るくしたいといふ、かように考えております。それから売店はどうかということでございますが、実質的に河川敷の中では無理でございしますが、その他につきましてはいろいろ問題もございしますが、現状ではかつて店を出している、あるいは何か催しの際に臨時に店を出すという状態のようではございます。これらにつきましては、さらに研究させていただくたいと思います。

それから玉川上水公園の関係でございしますが、入口は昔砂利の業者がそこを利用いたしましたところを舗装しまして、六メートルくらいの進入路

をつくりたいと考えております。予算的には七千六百万円程度必要でございします。これも五十年、五十二年の二カ年継続事業で実施する考えでございます。先ほどふれました道路の用地買収に予算のほとんどを費すという計画になっております。来年度工事の実施の際には、先ほどの御指摘にございましたように、現況の多摩川の自然を守るという観点に立ちまして、バランスのとれた設計をいたしたいと、かように考えております。

○五番（森田治男君） 第一点の学校給食、特に中学校に対する給食でございしますけれども、父兄側と学校側の意見が一致したら実施するということの内容の御答弁と承りましたが、そのとおりであるか。さらに、この件に関連した給食審議会をつくるのか。ぜひつくるように私も要望するわけですけれども、審議会を通じて方向づけを検討した上で、父兄側と学校側の意見が一致したら、さらに市長から先ほど給食センターの設置はやぶさかでないという発言がございましたが、この辺もあわせていま一度御答弁願いたいと思います。

学校給食につきましても、福生だけでなく、国及び都の施策の充実ということもかかってあります。そしてまた、各市町村との連絡、関係を密にされまして、児童生徒に好まれる給食がなされなければならぬと思います。さらに中学校の完全給食の実施にあたりましては、分室の設置等が必要だと思えますけれども、将来ある福生っ子がすこやかに育つための投資と考えて、早急に給食審議会をつくるよう要望いたします。

さらに、先ほどの考え方ということで、父兄側と学校側の意見が一致したら給食審議会の方向づけを始めるのかどうかいま一度御答弁願いたいと思います。

続きまして避難誘導等防災についてのその一でございすけれども、誘導板の設置あるいはポンプ車による広報活動をぜひ進めていただくよう要望いたします。

さらに一つつけ加えるならば、大地震がきた場合に、第八方面——福生市を含め立川市あたりも含めてありますけれども、他の市町村でか

りの火災があった場合に、消防署は応援に出るようなことになると思えます。こうした場合、やはりこの福生市を守るのは消防団しかないのではないかと考えられますので、私たち消防団の増員ということについても前向きに検討をお願いしたいというふうに要望いたします。

それから消防団の団員のことと関連があるんですけれども、消防団の出動日数は、昨年の火災の場合五十件以上、日数にすれば五十日以上、行事もございますので一年のうち三分の一は家を空けなければならぬということになっております。仮に団員が多くなつた場合は、消防行事だけは交代制で出るといふ考え方も私は必要ではなからうかと思えます。

さらに東側の消防車両の配属ということでも、消防団とよく相談されまして、前向きな姿勢で取り組んでほしいということはおそらくありますけれども、消防署の分署ということについては、お考えがあるかどうか再質問させていただきます。

水利につきましては、耐震性の貯水槽をさらに小やすような努

力を要望いたします。福生市の場合、他の市町村と比べて若干少ないのではないかと思いますので、いわゆる国庫支出金、都支出金等たくさん補助をいただいで、なおその努力をお願い申し上げます。

電話に關しましては一日も早くできるような要望いたします。

柳山公園一帯でございますけれども、川に降りられるようなところではないんですが、昨日降りてみたくです。ですがやはりツルツルするんです。きのうは家屋が全部倒壊された後でしたが永田橋のほうに降りたんですが、非常に崖がくずれているんです。たいしたことではないんですが、子供が近くへきてすべり落ちるということもあると思います。整備中でございますので前向きに御検討いただきたいと思います。

それから玉川上水公園については街路灯が必要だと思います。もし街路灯ができない場合は、夜間の車両の進入を禁止する考え方があるかどうか。そうではないと、いまわが国で暴走族がいろいろなことをやっておりますが、そういう人たちのために場になつてはと思いますので、そ

の点の考えがあるのかどうかいま一度お願いいたします。

バタヤ部落につきまして不法占拠であるというお答えが出されましたが、長く住んでいるからむずかしいという発言をいただいたと思います。ふつう他人の土地へ無断で建った場合に、このようなことが法律でどの程度まで許されるのか。その辺はよくわかりませんけれども、建設省において国の所有地であるだけによく考えているのではないかと考えられますが、その辺をさらに一日も早く撤去できるような方向にする考えがあるかどうかいま一度御答弁願いたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わらせていただきます。

○教育長（町田倍二君） 自席から御答弁申し上げます。

中学校の給食の關係でございますが、先ほど御発言があったとおりでございまして、給食の審議会的なものをつくりたいということとで現在も努力中でございます。それからこの給食につきましては、先ほど申し上げましたが、学校側と父兄の態勢が一致いたしますれば、実施の方向で検討を進めたいと考えております。

○環境保全課長（八木房雄君） 御答弁申し上げます。

福生消防署の分署でございますが、これも私も先に福生消防署に対して消防車の配置につきまして検討していただきたいという申し入れをしてあります。したがって配置ということば分署というふうな考えをもちまして、こうでございます。

なお、熊川地区の分署につきましても消防署に要望しております。しかし現在都が骨格予算であるために現段階ではちよつと無理だと、しかし根強くお願いしたいというような要望を申し入れておりますので、今後その姿勢でまいりたいと思います。

それから通称「バタヤ部落」の問題でございますが、これにつきましては、やはり占有権というものが公有地に対して適用できるかどうか。これらの問題については、公有地についてはおそく適用できないようにも考えられますが、これについては現在検討されておりますが、いずれにしても建設省の管轄でございますので、今後建設省においてこの問題の解決にあたるよう強く要請してまいりたいと考えております。

ます。

なお、居住者におきましては、一般廃棄物並びに産業廃棄物の処理業務を行なっているために、他に適当な場所がないとはかへ行つてもきつわれるというのが現状でございます。行政では秋川市でございますが、私もとして申し入れるのは公害関係が主でございますが、その点から撤去方を建設省に要望しなければならぬと思っております。したがってこの問題につきましては、建設省に今後根強く要望し、解決をするよう努力してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○都市計画課長（浅見裕康君） 夜間の利用を禁止したかどうかという御意見でございますが、私も河川敷につきましては街灯等がつかないということもございまして、一応現在検討してございます。現在のところ、それはいわゆる進入を禁止するまうな施設を河川敷の車のに設けられないということでございます。現在のグループの動きを見ますと、多少の規制をいたしてもそれを乗り越えて入つてし

まうだろうということもあります。ただ必ずしも暗いところへ一般の不特定多数の人が利用して、そこへ入るということから、ただいま御指摘をいただきましたような抜本的な面からも憂慮すべき点でございますので、十分御意見を尊重申し上げまして、私どもも時間的な利用の制限と条例等によりまして前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○議長(貫井喜代次君) 次に三番原田生也君

(三番原田生也君登壇)

○三番(原田生也君) 貴重な時間をいただきまして、五十年第二回定例会に臨むにあたり一般質問をいたします。

私の一般質問は、第一点は青少年非行化について、第二点は医療問題について、第三点は工事請負契約について、以上三点を主たる質問事項といたします。

まず第一点の青少年の非行化防止対策についてであります。現在、青少年の非行化は非常に早い速度で犯罪件数が増加いたし

ております。

ここで参考のために、福生警察署管内における青少年の犯罪件数を申し上げますと、四十八年は四百三十件、四十九年は六百五十六件と、一年間に二百二十六件の増加となっております。特にシンナー乱用少年は昨年の同期に比べ約四倍に増加いたしました。また犯罪も非常に悪質なものになっております。最近ではシンナー遊びの法的な規制により、非行少年たちは簡単に手に入る新しい吸引剤トルエンというものを利用した遊びが非常に大流行いたしております。

このような非行少年の増加に伴って、もちろん警察との関係もあると思いますが、現在福生市としてはどんな対策を講じているか。またどんなこれに対する計画があるか御質問いたします。

第二点は医療問題についてでございます。

現在、福生市には救急指定病院は、大聖病院と目白第二病院の二つの病院となっておりますが、非常に増加している交通事故等の救急患者の受け入れ態勢が、現在の二つの病院では、市の人口等

から考えて不十分ではないか。この点について市としては救急病院の指定の計画があるかどうかお尋ねいたします。

次に休日診療の実施についてですが、隣接の市町ですすでに休日診療を実施いたしております。福生ではいつ、どのような形で実施するのか、また、実施するとすれば当然、東京都及び医師会との折衝が行なわれていると思うが、その経過等について具体的に説明していただきたいと思います。

第三点の工事請負契約について質問いたします。

低迷が続いている現在の経済状態及び不況下の中で、一番打撃を受けているのは中小企業であると思います。このような見地から現在行なわれている工事情請負業者の指名にあたってはどのような方法で行なわれているか。また、指名委員会等があればその構成はどうなっているのか。この点について御質問をいたします。

以上、三項目につき答弁を求め、私の一般質問といたします。

議長（貫井喜代次君）　ここで午後一時まで休憩いたします。

午前十一時五十五分　休憩

午後一時　開議

議長（貫井喜代次君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長石川常太郎君登壇）

市長（石川常太郎君）　原田議員さんの御質問にお答えいたします。

第一番に青少年に対する非行防止の対策と相談のお話でございますが、市におきましては防犯協会並びに法に基づきます青少年問題協議会が設置してございまして、その中で取り扱っているわけでございます。青少年問題協議会は大きな協議会でございしますけれども、調査研究をし、各関係者との協力関係をつくることが大きな任務でございします。

非行少年につきましては、予防面につきましては学校、家庭並びに社会、また、保護等につきましては福祉関係、非行の直接関係については警察が扱うわけでございまして、非常に関係が多岐にわた

るわけでございます。当市といたしましては、一括いたしました福祉関係を除きまして教育委員会にその任を命じてあるところでございます。

なかなかむずかしい問題でございまして、教育、警察等いろいろの関係があるわけでございますけれども、非常に重大な問題であると認識しているわけでございます。しかし各家庭に立ち入る、あるいは警察の権限等の問題がございしますので、それにあたる相談員と申しますのは、その資格もあり、また専門的な知識もいるということとでございまして、市の職員が直接どうこうということはなかなかできないわけでございます。

以前でございましたけれども、やはり同じく御質問がございまして、その節立川における少年センターを日をきめて福生に出張させないかという御質問がございました。ある程度うまくいくかと思、たわけでございますが、職員の不足のためにもどうしてもだめだということとでございまして、専門家の事務所の設置ということはむずかしいようでございます。

まだあきらめてはおりませんけれども、非常にむずかしいようでございます。

いま一度申し上げます。立川にございする少年センターの福生への日をきめての出張相談はなかなかむずかしいようでございます。現状や警察との関係等につきましては担当の課長から申し上げますけれども、御指摘のとりの現状でございしますので、大きな関心をもって取り組みたいという事は、私の偽らざる気持でございします。

医療の問題で救急対策でございします。

御指摘のように、ただいま指定病院は目白第二病院と大聖病院の二カ所をお願いしてございまして、私たちも確かに少ない気がいたしますが、病院自体が東京都に申請いたしました、都の許可をいただくと、いう組織でございまして、私たちがお願いいたしました、直ちに引き受けるということにはいかないうけでございします。福生病院に対しましても再三お願いしたわけでございますけれども、夜間における外科医の常駐がたいへんむずかしいということで、実際は指定病院にはなっていない

ないわけでございますけれども、現実には医師がおります場合にはいつでも指定病院と同じ考えで扱ってよろしいということでございまして、指定はしてございせんけれども、ただいまのところ利用させていただいてゐるわけでございます。これにつきましては、御案内のとおり福生病院が国保の病院でございまして、なかなか経済的にむずかしい面があるそうでございまして、外科医の夜間における常駐というものは受けあえないということでございますけれども、御指摘もございましたので、なお福生病院にお願いしてみたいと思います。

次に休日診療の問題でございますが、この点につきましては当会期中の全員協議会におきまして進捗状態をお話し申し上げたいと思っておりますが、御質問がございましたので、この日曜、休日診療について計画を申し上げたいと思います。

長い間市民の皆さまに御迷惑をたいへんおかけしてありましたが、れども、おかげさまで来る六月九日に休日診療の契約が市と福生医師会との間でできました。これは福生医師会の御理解と御協

力で行なわれたものであります。内容につきましては七月六日の日曜日から、

時間は午前九時三十分から午後五時までであります。診療

科目は内科、小児科で、医師が一名、看護婦二名であります。

また、ありがたいことに、病院の協力で、休日診療で入院が必要であると認めた場合は入院が保証されております。保証されているとい

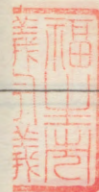
うことは、ベットをそのために空けておいてくれるということでございます。その病院は福生病院、大聖病院、目白第二病院の三病院

でございます。そのようなわけでございまして、議会の先生方にもい

う御協力をちょうだいいたしまして、ようよう実現したわけでございまして、いままでの御苦勞に対しまして謝意を表する次第でございます。

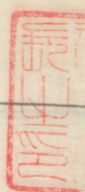
次に工事請負契約の御質問でございますが、市の公共事業の実施にあたりましては、住民福祉の本旨にのっとり、最少の経費で最大の効果をあげることが基本でございます。工事の発注にあたりましては、もちろん厳正であり、公平な態度で臨まなければいけないということ

常に注意をしております。工事の入札にあたりましては一般競争入札が原則でございますが、一般的には指名競争入札が慣例となっております。まして、少額のものについては隨意契約としております。指名競争入札は、あらかじめ年度の当初に指名競争に参加する希望業者の登録を行ない、登録された業者の中から工事の規模、内容、金額に応じて指名を行なっております。また、これが適正を期するため、福生市工事請負契約指名競争入札参加基準を作成いたしました。この基準に基づき、適格者を判定し、さらに助役を長とする指名委員会を設置しまして、この委員会にはかり、それぞれの内容、金額に応ずる業者を選定し、公正な指名を行なうようにつとめております。指名委員会の委員は、助役を長といたしまして七名でございまして、企業財政課長、建設課長、都市計画課長、下水道課長、水道事務所長、教育庶務課長、以上の課長で編成しております。なお、業者の指名にあたりましては、これらの基本原則に沿つことはもちろんでございますが、できる限り地元の業者を優先するよう



に努力していき、たいと考えておりますし、先ほどの基準の中でも市内に事業所、営業所を有するものを中心に指名するものとするというように規定されておりました。市内の業者の方々の育成にはできるだけつとめなければならぬと考えている次第でございます。

以上で説明は終わらせていただきますが、御不審の点がございまして、専門的な課長から答弁させますので、よろしくお願いいたします。



○教育委員会社会教育課長（小野光朗君） 原田議員さんの御質問にありました青少年の非行防止問題でございしますが、相談所の御質問に對しまして市長の答弁の補足をさせていただきます。

最近、青少年問題は非常に大きな問題となつておりました。社会問題にもなつております。これを当面矯正すべき機関は警視庁にあります。少年センターというものでございします。

去る三月の議会でも市長が御答弁申し上げましたが、福生市にぜひ誘致して青少年の矯正を進めていきたいということで努力して